

オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

オウム真理教に対する 「観察処分」3年再更新!!

オウム真理教への観察処分を巡り、1月23日公安審査委員会は平成18年2月1日から、三年間の期間更新を決定した。今回で2度目を迎える観察処分更新のため、住民協議会では、2002年に続き今回も33,259人の署名をたづさえ、昨年10月31日法務省、公安調査庁、公安審査委員会へ観察処分更新の要請を行った。

決定後、公安審の田中康久委員長は、法務省で記者会見し、教団の現状について「松本智津夫被告の意見に従った活動を推進する者が、一定の勢力を形成している」と述べた。2度目の更新の最大の焦点は、公安調査庁が請求していた教団に対する新たな報告の義務の追加の是非だったが、公安審は教団が違法な事業を展開していた事を重視し、報告義務の範囲を拡大した。

それは教団が薬事法違反事件や職業安定法違反事件で、計4億8000万円の違法収益を上げたこととされ、これらの収益が「実態がつかめず、裏金化している疑いがある」とし、武装化につながる要素と判断した。また、教団内では「麻原回帰」の傾向が強まっていることも認定した。オウム教団が居住する私たち地域住民は、いつまで続くかわからない不安な生活の中で、これからも国に対して国民として安心していかなければならないのだろうか。

自分の生活を守るために、自分で行動を起さなければならぬのだろうか！

そして、3年経ったら又、観察処分更新の署名運動をしなければならぬのだろうか！

危険性を認めながら、団体規制法に基づく観察処分だけでオウム教団を監視する国のやり方に、私たちはどうすればいいのか、住民協議会の反対運動のこれからの課題ではないだろうか。



「地下鉄サリン事件」では猛毒サリンにより12名を殺害、5500名以上の人を負傷させました。その中には今だ電車や車に乗れず外出すらできない人、後遺症が会社で理解されず解雇された人、事件以来未だに意識の戻らない人など、多くの人が苦難な生活を余儀なくされています。

オウム真理教が過去にこのような恐ろしい事件を起こしながら、その事に対しての正式な謝罪もなく、今だ国内のオウム施設には、多くの信者が心の拠り

オウム反対の活動5年を経過 これまでの活動に確信を持ち 多くの皆様と一層大きな輪を広げます

住民協議会の原点は
住民協議会のオウム真理教と対決する活動も昨年12月19日で6年目に入りました。これ程長い間活動を続けてこられたのも、烏山地域を中心に、世田谷住民のご支援と連帯が大きな力になっていきますことにお礼申し上げます。オウム真理教が烏山地域のマンションに集団居住して以来、住民協議会が一貫して活動の原点にしているものがあります。それは1989年の「坂本弁護士一家殺害事件」1995年の「地下鉄サリン事件」を中心とした、オウム真理教による「日本の犯罪史上最も凶悪な事件」の数々です。

教団にとって都合の悪い人間は殺害し、教団の目的の為に、教団に拘わりもない人までを集団殺害する。「地下鉄サリン事件」では猛毒サリンにより12名を殺害、5500名以上の人を負傷させました。その中には今だ電車や車に乗れず外出すらできない人、後遺症が会社で理解されず解雇された人、事件以来未だに意識の戻らない人など、多くの人が苦難な生活を余儀なくされています。

オウム真理教が過去にこのような恐ろしい事件を起こしながら、その事に対しての正式な謝罪もなく、今だ国内のオウム施設には、多くの信者が心の拠り

して、麻原彰晃の説法集やビデオが置かれ修行しているのが実態です。
住民協議会の5年間の活動
住民協議会は町会・自治会、PTA、商店会、青少年地区委員会、東京土建を始めとした多くの活動団体や個人で構成されています。

オウム真理教が集団居住して以来監視活動は毎日休まず続けています。3年間で期間更新を求める「観察処分」の署名は2002年と2005年に、5年が期限の「団体規制法」の署名は2004年に皆様のご協力で成功させる事ができました。町会・自治会、商店会、又、多くの個人の方々の募金、協議会が各地のイベント等に出向き取り組んだ募金等が、活動の支えになりました。抗議デモ・学習会も昨年11月で11回を数えます。

「新法」の制定を国へ要請すること。オウム真理教により被害を受けている団体との交流や支援も必要です。オウム真理教「一般信者」の脱会のおすすめと、社会復帰の援助は特に重要と考えます。協議会としては国に対して、この課題に本格的に取り組みよう要請をしていきます。



6年目を迎え、住民協議会は以上のような考えで活動を続けてまいります。これからも一層のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

烏山地域オウム真理教(現アレフ) 対策住民協議会 会長 倉本俊幸

信者が、現在130名以上が集団居住しています。同じマンションの住民にとっては、耐えがたい生活になっていきます。地域住民の生活や環境の問題、昨年12月、民放テレビで放送された「ヨガ教室」の会員を教団に勧誘する行為などは、オウム真理教に対して何等かの行動が必要と考えます。

「ヨガ教室の生徒をオウムに勧誘」の実態！！ 民放TV放映を見て

「観察処分」が切れる1月を前に、民放TVでアーレフの番組が次々と放映されている。昨年11月24日には、教団名を隠してヨガ教室を開き、信者を勧誘するアーレフの実態を番組記者が潜入した実録だった。

大学前で新生にチラシを配ったり、インターネットのホームページでヨガ教室の勧誘をしていた。そのターゲットは若者。その教室に何回か参加すると、別の教室があると誘われ、行ってみるとアーレフの修業。

そこでは、麻原のビデオまで流されていた。これには愕然としました。映像に出てきた滝本弁護士がオウムの恐ろしいところは、「何でも救済してあげているという考え方がある」という言葉に、人間の命をないがしろにする反社会的な団体の活動規制をもっときびしくするべきだと実感しました。何も知らない若者をこれ以上一人も犠牲にしてはいけないという思いを新たにしました。

世田谷区主催講演会「オウム真理教の問題を風化させない」を聞いて

昨年末12月14日砧区民会館ホールにて、世田谷区主催、東京都後援でテーマ「オウム真理教の問題を風化させない」の講演会が開かれた。師走の忙しい中、約200人が集まった。

最初に、熊本哲之区長が挨拶し、世田谷区危機管理室長が、オウムへの世田谷の取組み、特に、団体規制法「観察処分期間更新」の署名運動等、住民協議会の活動が報告された。その後、毎日新聞特別編集委員の牧太郎氏が講演した。

オウム真理教に拝金主義をみた牧氏は、「オウム真理教の狂気」と題したキャンペーンを週刊誌「サンデー毎日」に連載してオウムから敵視され、付狙われ、恐怖さえ覚える経験をした。更に、坂本弁護士一家殺害事件は、坂本弁護士ではなく牧氏を狙った事件で、途中で、矛先を坂本弁護士に代えて犯行に及んだことを、後日、実行犯である早川紀代秀達の自白で知り、「自分の身代わり」になった坂本弁

護士一家には、申し訳ないという複雑な気持ちが一杯で、講演会等の依頼は断り続けた。しかし、今回、世田谷の住民の地道なオウムへの取組みや、テーマに賛同して講演を引受けた。

今回のテーマである「オウム問題を風化させない」ということは「人間のまともな知的基礎体力」を育む事で、あれだけの学歴のある信者をオウムは集めることが出来たのはなぜか。なぜあれだけの事件になるまでオウムは放置されたのか。こういったことを疑問に思い、納得するまで考え抜く力をつけること、とした。最近の「民営化であれば無条件に歓迎される」などの傾向は、この知的基礎体力の低下を現している、と牧氏は訴えた。

この講演を聞き、高い代償を払って得たオウムの教訓を守り続けるのは、オウムを身近にする私達だと、身が引締まった。

滋賀県湖南市平松区オウム対策委員会から報告〔投稿〕

オウム信徒追放運動を始めて7年の歳月が過ぎました。オウムの信者達は減るどころか、ますます激しく活動しています。

春や夏にはセミナーを開いて金を集め、正悟師の二宮は京都の道場に説法に行ったり東南アジアまで仏具を仕入れて信者に売りつけたり、激しく活動しています。

私達も手をこまねているわけではありません。今回観察処分の延長が決まったことはオウム信者への追放運動を粘り強く展開した成果だと思っています。

又、甲賀市でもオウム信者対策委員会が結成されました。そして3月には甲賀市でオウム追放集会が開かれます。湖南市の5名と甲賀市の9名がこの地域の出家信者の中心です。彼らを解散させなければなりません。

私達地元民は一丸となって湖南市と甲賀市からオウム信者を追放して水清く、緑豊かな、平和な町を取り戻すまでは粘り強く活動し、国にそして行政に訴えてまいります。

オウム対策委員会 釣田正紘

住民協議会活動報告

1月13日(金)	事務局会議
1月25日(水)	住民協議会
2月4日(土)	中学生のつどい会場で募金活動
2月6日(月)	広報部「協議会ニュース」53号初校正

2月8日(水)	事務局会議
2月11日(土・祝)	からすやま新年子どもまつり会場 募金活動
2月13日(月)	広報部「協議会ニュース」53号再校正
2月20日(月)	広報部「協議会ニュース」53号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。